

第 1 2 次宮崎県職業能力開発計画の策定について

1 概要

(1) 策定の根拠

職業能力開発促進法（以下、「法」）

（職業能力開発基本計画）

第 5 条 厚生労働大臣は、職業能力の開発（職業訓練、職業能力検定その他この法律の規定による職業能力の開発及び向上をいう。次項及び第七条第一項において同じ。）に関する基本となるべき計画（以下「職業能力開発基本計画」という。）を策定するものとする。

（都道府県職業能力開発計画等）

第 7 条 都道府県は、職業能力開発基本計画に基づき、当該都道府県の区域内において行われる職業能力の開発に関する基本となるべき計画（以下「都道府県職業能力開発計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

3 都道府県知事は、都道府県職業能力開発計画の案を作成するに当たっては、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（都道府県に置く審議会等）

第 91 条 都道府県は、都道府県職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項を調査審議させるため、条例で、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

2 前項に規定するもののほか、同項の審議会その他の合議制の機関に関し必要な事項は、条例で定める。

(2) 計画期間

令和 9 年度から令和 13 年度までの 5 年間

※第 1 2 次職業能力開発基本計画（厚労省策定予定）R 8～（現計画 R3～R7）

※宮崎県次期総合計画（アクションプラン）R 9～（現計画 R5～R8）

(3) 計画に定める事項

法第 7 条第 2 項

都道府県職業能力開発計画においては、おおむね第 5 条第 2 項各号に掲げる事項について定めるものとする。

法第 5 条第 2 項

職業能力開発基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 技能労働力等の労働力の需給の動向に関する事項
- (2) 職業能力の開発の実施目標に関する事項
- (3) 職業能力の開発について講じようとする施策の基本となるべき事項

2 策定にあたっての基本的な考え方

- (1) 国が策定を予定している「第 1 2 次職業能力開発計画」に提示される実施目標や基本的施策を十分に踏まえながら策定する。

- (2) 宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」との整合性を十分に図るとともに、「宮崎県教育振興基本計画（R5～R8）」をはじめとする人材育成に関わる本県計画の内容を検討しつつ策定する。
- (3) 宮崎労働局をはじめ、(独法) 高齢・障害・求職者雇用支援機構宮崎支部等の関係機関（以下、「高障求機構宮崎支部」）との意見交換、連携を図りながら策定する。
- (4) 今後5年間において県が実施すべき職業能力開発に関する施策等を明確にし、公共職業訓練や民間における職業訓練の推進を図るための基本となるべき事項を定めるものとする。

3 計画策定の進め方

- (1) 県内の職業能力開発等に関する実態を把握するための職業能力開発ニーズ調査の実施（R7予算要求）
- (2) 第12次宮崎県職業能力開発計画で取り組むべき課題の抽出、施策の方向性の検討及び確認
- (3) 骨子案の検討について、令和8年4月までに関係各所（県庁内関係各課、宮崎労働局訓練室、高障求機構宮崎支部等）との意見調整を行う。その後、審議会での審議を行い、パブリックコメントを実施
- (4) (3)での検討内容やパブリックコメント等を踏まえ、最終案について審議会での審議を行い、答申、計画策定

4 次期計画策定スケジュール（予定）

【令和6年度】

- 令和6年10月 令和6年度審議会（今回）
 ・次期計画策定スケジュール、職業能力開発ニーズ調査の概要説明

【令和7年度】

- 令和7年7月 第1回審議会
 ・職業能力開発ニーズ調査の調査項目検討
- 令和7年9月 職業能力開発ニーズ調査（～1月）
- 令和8年2月 第2回審議会
 ・課題抽出、施策の方向性の検討等

【令和8年度】

- 令和8年4月 関係各所との意見調整
- 同 5月 第1回審議会（骨子案審議）
- 同 7月 第2回審議会（計画案審議）
- 同 9月 パブリックコメント（～11月）
- 同 11月 第3回審議会（最終案審議）
- 令和9年3月 審議会から知事への答申、計画策定